

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

本案は、母子生活支援施設が行う事業に母子一体型ショートケア事業を追加するものです。

【条例改正の背景】

区では、児童相談所の一時保護所に長期入所した児童が家庭に復帰した際に親子関係を回復できずに一時保護所に再入所するケースや、夫婦間の問題により子どもと一緒に配偶者から一時的に距離を置いて関係を再構築したいというケースがあるなど、親子関係や夫婦関係において様々な課題が生じており、これらに柔軟に対応できる更なる支援が求められています。

家庭状況に応じた関係修復への支援等を充実させるため、母子生活支援施設で母子一体型ショートケア事業※を実施します。

※母子一体型ショートケア事業では、親の養育行動や親子関係の改善に向け、居室内での生活を見守りながら、育児や家事の支援、母親及び子への心理的ケアなどを行います。

【条例改正の内容】

- ①母子生活支援施設で実施する事業に母子一体型ショートケア事業を加えます。
- ②母子一体型ショートケア事業の実施に必要な規定を整備します。

【施行期日】

令和8年4月1日